

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第4号

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務・任用担当の分掌事務</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 職階制に関する計画に関すること。</u></p> <p><u>(13) 職員の研修及び勤務成績の評定</u>についての総合的企画及び勧告に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p>審査・給与担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員に対する不利益処分についての<u>不服申立て</u>に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究等に関すること。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(10) 職員の研修<u>及び勤務成績の評定</u>についての総合的企画及び勧告に関すること（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>(11)・(12) [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務・任用担当の分掌事務</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 職員の人事評価及び研修</u>についての総合的企画及び勧告に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p>審査・給与担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員に対する不利益処分についての<u>審査請求</u>に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>人事評価</u>、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究等に関すること。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(10) 職員の<u>人事評価及び研修</u>についての総合的企画及び勧告に関すること（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>(11)・(12) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。